

平成 29 年 11 月 28 日

City of Sapporo

報道機関各社 様

担当：札幌市消費生活課調査指導係

Tel 728-2111

**架空請求ハガキが札幌市内に大量送付！  
身に覚えのない請求であれば無視しましょう！  
迷ったり不安な場合は、消費者ホットライン「188」に電話を！**

今年度、架空請求と思われるハガキの相談が、札幌市内で急増しています。

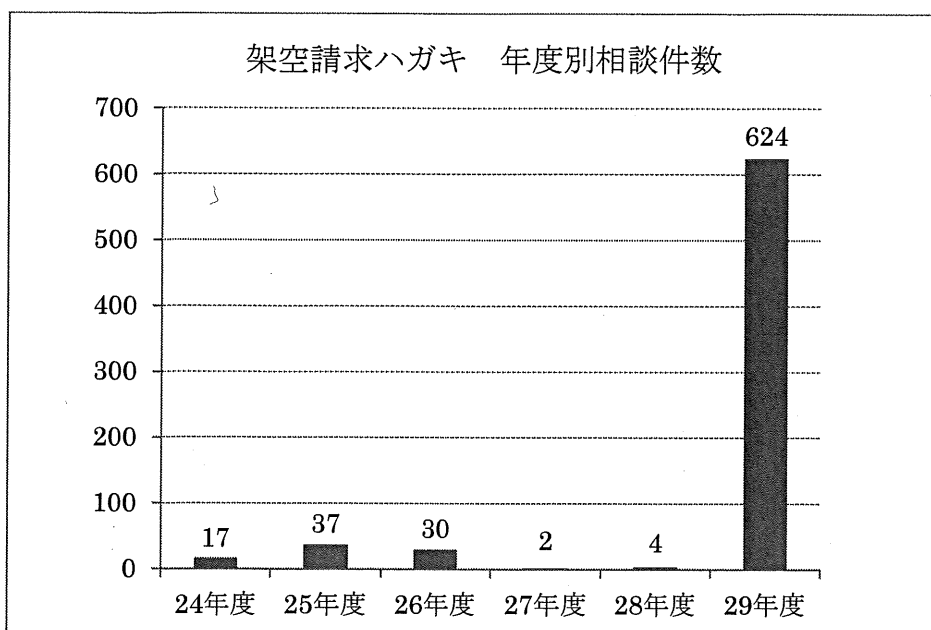
**【相談事例 1】**

私宛に「総合消費料金未納分訴訟最終通知書」というハガキが届いたが、内容を読んでも全く身に覚えがない。このまま放置すれば裁判になるとのことで、訴訟番号や連絡先電話番号が記載されている。電話を架けたほうがよいのだろうか。

**【相談事例 2】**

私に「消費料金確認通知」と記載のハガキが届いた。契約不履行とあるが、具体的には何の説明もなく、民事訴訟が提出されたとあるが詳細が分からず、心当たりがない。期限までに連絡ない場合は主張が全面的に受理されて、執行官立会いのもとに給料差し押さえ、不動産差し押さえとなる。裁判取り下げ等の相談を受けるための連絡を行うようにとある。法務省管轄をうたっており不安だ。

札幌市消費者センターに寄せられる相談のうち、事例のような架空請求と思われるハガキの相談が、今年度(11月24日現在)は**624件**寄せられています。そのうちの約7割が9月～11月に集中しています。今年度の当該ハガキの相談件数は、過去5年間と比較しても、桁違いに件数が突出しています。(下記グラフ参照)



平成 29 年度 月別相談件数 (※11 月は 11/1～11/24)

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	計
件数	24	24	33	57	46	141	149	150	624

差出人は、「法務省管轄支局 民事訴訟管理センター」、「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」、「法務省管轄支局 消費生活情報センター」などの、公的な機関を装った名前を使っていますが、法務省はこれらの団体とは一切関係ないと注意を呼びかけています。なお、これらのハガキは、不特定多数の方に一斉に送られてきています。

また、これらのハガキの内容は、総合消費料金という意味不明な料金が未納であると思わせて、極めて短い期限に連絡無き場合は訴訟に移行する、または、財産を差し押さえるなどと、**不安をあおり連絡させようとする**ものです。

もし連絡を取ってしまうと、訴訟取り下げ費用などの名目で、高額な金銭を請求されることがありますので、もしこれらのハガキが突然届いても慌てずに、**身に覚えのない請求であれば、決して対応せずに無視しましょう！**

ただし、どうしてもよいかご自身では判断に迷う場合や、やはり無視することがご不安に思われる場合には、**最寄りの消費者センターをご案内する「消費者ホットライン」の電話番号「188」**をご利用していただくか、札幌市民や札幌に通勤・通学している場合は、札幌市消費者センター（728-2121）に、お電話でご相談ください。

# 総合消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。管理番号 [REDACTED] 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜わっておりますので、職員までお問合せ下さい。

尚、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

**※取り下げ最終期日 平成29年10月 [REDACTED] 日**

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター  
東京都千代田区霞が関 [REDACTED]  
取り下げ等のお問合せ窓口 03-[REDACTED]  
受付時間 9:00～20:00(日、祝日除く)

## 消費料金確認通知

この度ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いのもと、給料及び不動産の差し押さえとなる事例がございますので予めご注意ください。

裁判取り下げなどのご相談に關しましては当センターにて受け賜わりますので担当職員までお問い合わせ下さい。

※ プライバシー保護の為原則的にご本人様からご連絡いただきますようお願い申し上げます。

管理番号

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祭日除く)

お問い合わせ

03-

東京都中央区日本橋浜町

法務省管轄支局 **消費生活情報センター**